

奈半利町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励費に関する法律」(昭和29年法律第114号)の趣旨をさらに推進するため、奈半利町立の小学校及び中学校の障害児学級に在籍する児童または生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした特別支援教育就学奨励費(以下、「就学奨励費」という。)の支給に関し必要な事項を定める。

(支給対象経費)

第2条 支給対象経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 職場実習に要する交通費
- (4) 交流学习に要する交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動費
- (7) 学用品購入費
- (8) 新入学児童・生徒学用品購入費
- (9) 通学用品購入費

(支給区分)

第3条 就学奨励費の支給区分は次のとおりとする。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の世帯は、前条に定める全経費
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の世帯は、前条第2号から第4号までに掲げる経費

(支給額)

第4条 就学奨励費の支給額は、予算の範囲内において教育委員会が別に定める。

(申請)

第5条 就学奨励費を受けようとする保護者は、次の各号に掲げる書類を児童・生徒の在籍する学校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書
- (2) 同一生計世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額が明らかになる書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 教育委員会は、前条に掲げる書類を受理したときは、その内容を審査のうえ、支給の適否及び支給区分を決定し、 学校長を通じて保護者に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 就学奨励費の支給については、学用品費、通学用品費は年2回（5月、9月）その他の経費は、その都度支給するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成20年5月29日教委訓令第1号）

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。